



申4号

立川車掌区における『輸送サービス労組組合員を敵視した差別・ハラスメント・職場活動の規制といった不当労働行為を直ちに止め、健全な職場環境を取り戻す』申し入れ 提出！

輸送サービス労組八王子地本は結成以降、繰り返し職場で発生している組合員に対する差別・ハラスメント・職場活動の規制といった不当労働行為に対して、団体交渉を通じて根絶を求めてきました。

東京都労働委員会は、「2023年6月7日に組合員2名の行ったパンフレット配布は正当な組合活動である」と認め、会社に対して「組合活動に対する支配介入であり処分は不当である」と判断し、私たちの主張を受け入れた『全部救済命令』を下しましたが、命令を履行することなく依然として職場活動の規制等の不当労働行為を行っていることは看過できません。

そのような中で、2022年12月に立川車掌区での会社都合による勤務操配をめぐり一部管理者から高圧的なパワハラ発言、労働組合に対する嫌悪感を露わにした言動がされました。これらのような不当労働行為を直ちに止め、健全な職場環境を取り戻す為に下記の通り申し入れました。

1. 2022年12月19日に立川車掌区での勤務操配において発生した、労働組合加入による不利益扱い並びに労働組合に対する差別発言が行われたことについて会社としての見解を示すこと。
2. 上記勤務操配をめぐり、12月20日に当該組合員以外が事情を確認しに行った際、管理者から組合員に威圧ならびにパワハラ発言がされたことについて会社としての見解を示すこと。
3. 輸送サービス労組組合員を敵視した職場活動の規制・排除を行わないこと。